社会福祉法人由木かたくりの会定款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）特定相談支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人由木かたくりの会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を東京都八王子市堀之内１２３６番地８に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、外部委員２名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）収支予算の承認
（５）事業計画の承認
（６）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（７）定款の変更
（８）残余財産の処分
（９）基本財産の処分
（10）社会福祉充実計画の承認
（11）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員会で選任する。

2　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

4　前２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

2　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

3　前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４月を越える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4　理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

（監事の職務及び権限）
第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 19 条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 20 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 21 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第 22 条 この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は理事会において、選任及び解任する。
3　管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）
第 23 条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）
第 24 条　運営協議会の委員は３名とする。

（運営協議会の委員の選任）
第 25 条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
（１）地域の代表者

（２）利用者又は利用者の家族の代表者
（３）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）
第 26 条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）
第 27 条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）
第 28 条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。

（決議）
第 32 条　理事会に議長を置き、議長はその都度理事会で選任する。
２　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
３　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）

第 34 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）土地

東京都八王子市堀之内字１４号１２３６番８所在の障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援　かたくりの家）敷地１筆　（８６０平方メートル）

（２）建物

（イ）東京都八王子市堀之内字１４号１２３６番地８所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援 かたくりの家）　建物１棟（延６１０．２９平方メートル）

（ロ）東京都八王子市堀之内字十四号１２３６番地１所在の木造合金メッキ鋼板ぶき２階建障害福祉サービス事業（就労移行支援 就労継続支援 由木工房）建物１棟（延１１８．９８平方メートル）

（ハ）東京都八王子市堀之内字十四号１２３６番地１所在の木造スレートぶき平家建障害福祉サービス事業（生活介護 由木工房）　建物１棟（１１７．６３平方メートル）

（ニ）東京都八王子市松木１４番地１１所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建障害福祉サービス事業（就労継続支援　ぷらさ・ｄｅ・かたくり）建物１棟（延１６６．８６平方メートル）

（ホ）東京都八王子市堀之内字六号５４２番地２所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業（共同生活援助グループホームかたくり）建物１棟（２９６．６３平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 35 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八王子市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八王子市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第37条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第８章　解　散

（解散）

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八王子市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八王子市長に届け出なければならない。

第 10 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人由木かたくりの会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　野口　洋子
理　事　伊藤　勲
〃　　鈴木　亨
〃　　小林　美也子
〃　　都倉　高久
〃　　神保　東洋雄
監　事　深谷　誠
〃　　藤田　進

2　平成　年　月　日付定款の変更の認可による変更後の定款（以下「変更後の定款」という。）の規定は、平成29年４月１日（以下「効力発生日」という。）から効力を生ずる。

3　平成29年３月30日までに選任された評議員の任期は、平成　年　月　日付定款の変更の認可による変更前の定款（以下「変更前の定款」という。）第17条の規定にかかわらず、効力発生日前日に迎えたものとする。

4　評議員の定数は、変更後の定款第５条の規定にかかわらず、平成32年３月31日までの間、同条中「７名」とあるのは、「４名」とすることができる。

5　効力発生日に現に在任する理事又は監事の任期は、変更前の定款第６条及び変更後の定款第19条の規定にかかわらず、同日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。